

北上市パートナーシップ宣誓制度について

1 制度の名称

「北上市パートナーシップ宣誓制度」

2 目的

北上市パートナーシップ宣誓制度は、「北上市男女共同参画と多様性社会を推進する条例」の趣旨に基づき導入するものであり、性的マイノリティの方々からパートナー及び家族であることを宣誓することにより、パートナーシップ関係にあることを市が証明するとともに、この制度を通じて市民や事業者等が性の多様性についての理解を深め、誰もがいきいきと自分らしく暮らせる地域社会を目指すことを目的とする。

3 用語の定義

(1) 性的マイノリティ

性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる者をいう。

(2) パートナーシップ

互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において継続的に責任を持って協力し合うことを約束した、双方又は一方が性的マイノリティである二人、又はこの二人とその子（養子を含む。以下「子」と記載）や親（養親を含む。以下「親」と記載）を含んだ関係をいう。

(3) 宣誓

パートナーシップにある者が、市長に対しパートナーシップにあることを誓うことをいう。

4 証明事項

パートナーシップにある者から、パートナーシップ関係にあることの宣誓、届出を受け、「パートナーシップ宣誓書受領証」により、市が宣誓書を受領したことを証明する。

5 宣誓できる方

- (1) 成年（18歳以上）であること。
- (2) 宣誓をしようとする者のいずれかが市内に住所を有していること又は宣誓をした日から3か月以内に市内に転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと。
- (4) 共に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップ又はこれらに類する関係にないこと。
- (5) 双方が近親者（直系血族並びに3親等以内の傍系血族及び直系姻族をいう。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。
- (6) 過去に、当市においてパートナーシップ宣誓を無効とされたことがないこと。
- (7) 宣誓をしようとする者の子又は親を含めて宣誓を行う場合にあっては、その対象とする子及び親について、本人の同意があること。（満15歳未満である時は除く。）また、宣誓しようとする者のどちらか一方と生計が同一であること。

6 宣誓者が利用可能なサービス

裏面のとおり

7 自治体間連携と制度の見直しについて

将来的な近隣市町との相互利用による事務手続きの軽減を見据えて、制度に関する情報提供や意見交換を進めるとともに、市民ニーズや他自治体に関する情報収集に努め、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。

8 留意事項

- (1) 法律上の婚姻や養子縁組とは異なるため、宣誓の届出をしても法律に基づく権利・義務は発生せず、戸籍や在留資格が変わるものではない。
- (2) 制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう努める。
- (3) 多様な性に対する理解促進、啓発を行い、アウティング等の権利侵害にあたる行為の防止に努める。

9 今後のスケジュール

令和5年12月11日 パブリックコメント実施
～28日

令和6年2月中旬 北上市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱告示
4月1日 制度施行

宣誓者が利用可能なサービス

(1) 市のサービス<開始時期：令和6年4月>

No.	制度・サービス名	関係する例規等	改正内容等	担当課
1	市営住宅の入居	・北上市営住宅条例 (令和6年2月改正予定)	・「北上市営住宅条例」を改正し、宣誓したパートナーを親族と同様に扱い入居対象とする。	都市計画課
2	り災証明書の申請 (火災を除く)	・令和6年度中に要綱を制定する予定	・取扱い要綱を制定する。 ・要綱制定までは、パートナーシップ宣誓書受領証の提示により、宣誓したパートナーを親族と同様に取り扱い、都度決裁し証明書の交付を行う。 (委任状不要)	危機管理課
3	北上市親元就農支援事業費補助金	・北上市親元就農支援事業費補助金交付要綱 (令和6年2月改正予定)	・「北上市親元就農支援事業費補助金交付要綱」を改正し、宣誓したパートナーを、「新たに三親等以内の市内に住所を有する農業経営者」と同様に扱う。	農業振興課
4	北上市奨学金の貸与	・北上市奨学金貸与規則 (令和6年2月改正予定)	・「北上市奨学金貸与規則」を改正し、宣誓したパートナーを、「保護者又は親権者」と同様に保証人として取り扱う。 (対象予定：令和7年4月以降貸与開始の奨学生)	教育部総務課

(2) 県のサービス

- ・県営住宅への入居
- ・県立病院での面会手続き、病状説明

(3) 民間サービス<参考>

宣誓者が利用可能となる民間サービスについて、分かりやすい情報提供に努めるとともに、民間企業との情報共有等により一層のサービスの充実を目指す。

- ・携帯電話会社の家族割適用
- ・金融機関の住宅ローン
- ・賃貸物件へのパートナーとの入居
- ・生命保険の死亡保険金受取人の指定